

お知らせ

記者発表資料	令和2年6月1日
配布日時	10:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 中国地方の12の一級水系で治水協定を締結

～既存ダムの洪水調節機能を強化し、令和2年度出水期から運用を開始します～

中国地方整備局では、令和元年12月12日付「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、利水ダムを含む既存ダムの事前放流（別紙1）等により洪水調節機能の強化を図り、水害被害の軽減等が図られるよう、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者の間で協議を進めてきました。

この度、中国地方の12の一級水系で5月29日に治水協定（※）を締結しましたのでお知らせします。

今後、各水系に設置された「大規模氾濫時の減災対策協議会」にその内容を報告し、令和2年度出水期から運用を開始します。

### （※）治水協定（別紙2）

治水協定の主な内容は以下のとおり。

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針
2. 事前放流の実施方針 {①事前放流の実施判断の条件、②事前放流の量（水位低下量）の考え方、③事前放流のルールの方針}
3. 緊急時の連絡体制の構築
4. 情報共有のあり方
5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置
6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局河川部 082-221-9231（代表）  
しもやま しげる  
 広域水管理官 下山 茂（内線3516）  
いけだ けんじ  
 河川管理課 課長補佐 池田 健二（内線3756）

※各水系の問い合わせ先は、別紙3に記載しています

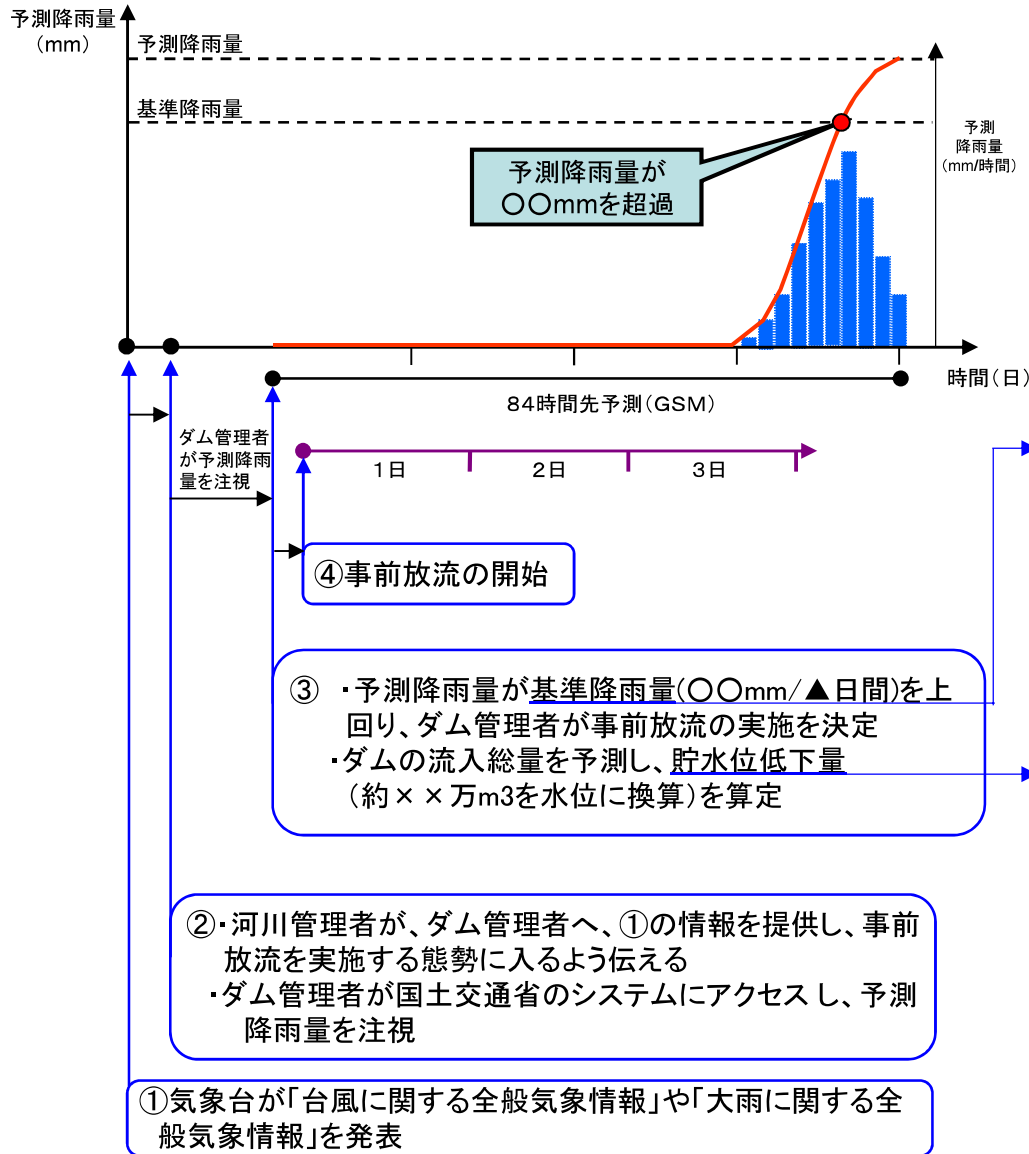
### <広報担当窓口>

国土交通省 中国地方整備局 082-221-9231（代表）  
かとう こうじ  
 広報広聴対策官 加藤 浩士（内線2117）  
ごとう としひさ  
 企画部 環境調整官 後藤 寿久（内線3114）

# 事前放流の実施フロー

別紙 1

## ○事前放流の実施判断



## 【基準降雨量】

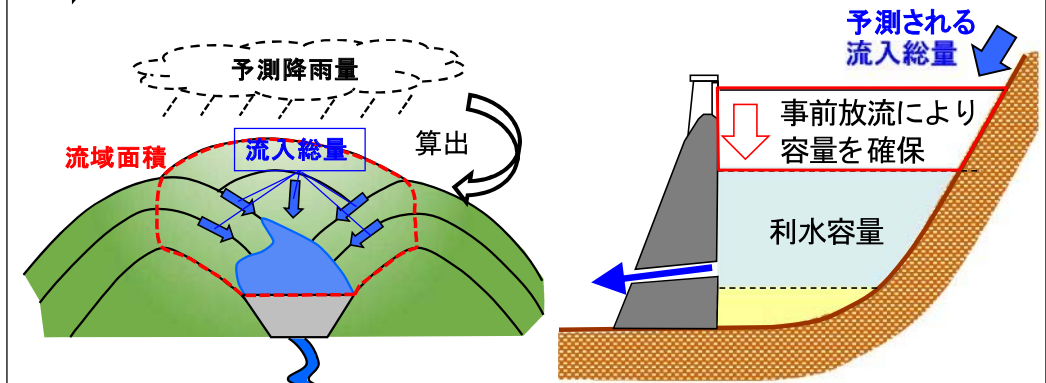
ダム上流域で基準降雨量(〇〇mm/▲日間)を上回るとき、下流河川において、氾濫するおそれがある危険な状態となる



## 【貯水位低下量】

予測降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量として、約××万m3を算定し、これを貯水位に換算

⇒ ××万m3の容量を確保するべく水位低下



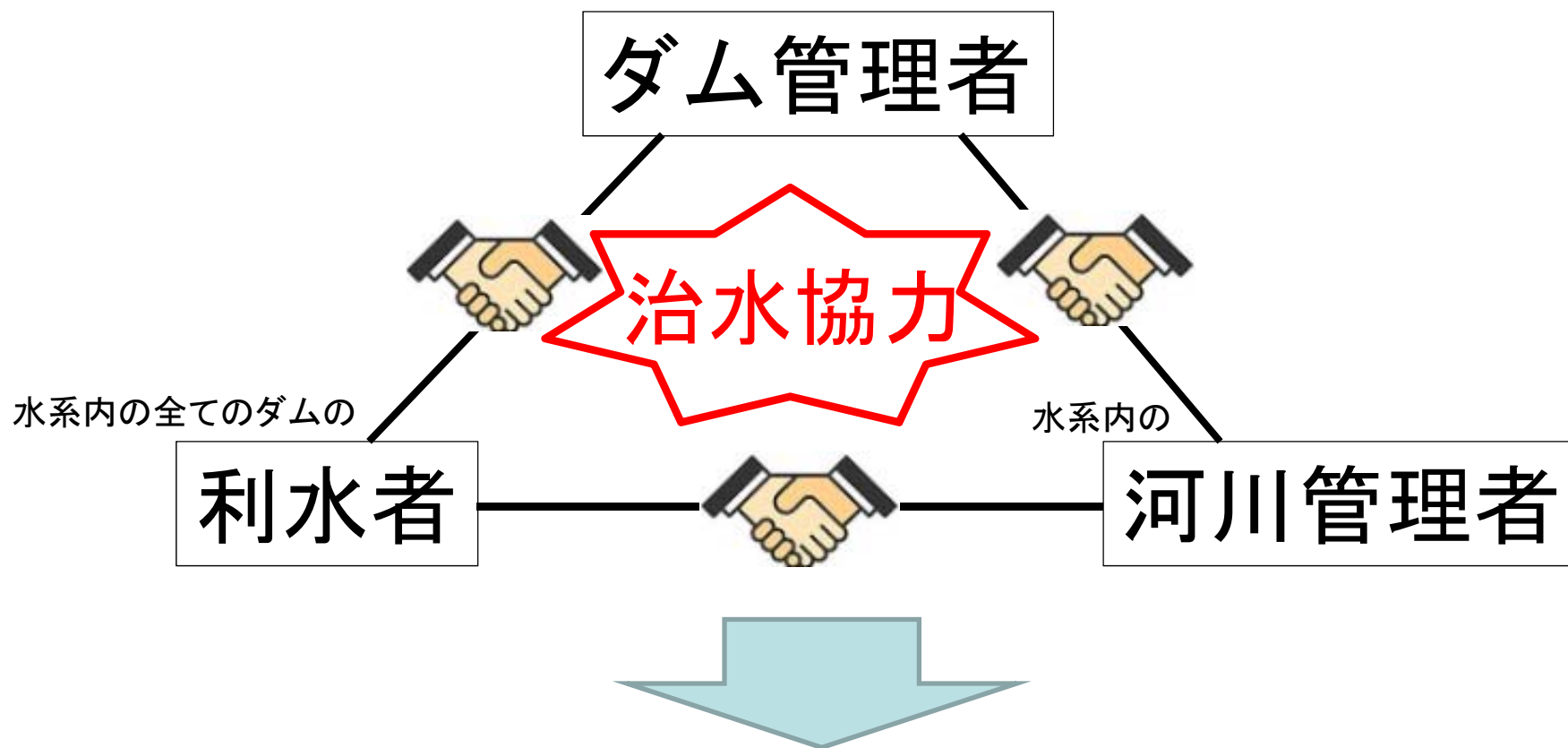
※小規模な農業用ダム等については、季節ごとにあらかじめダムの水位を低下させておくなどの運用(簡易な事前放流)を行う。

# 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針－(治水協定)

別紙2

- 水系毎に河川管理者である中国地整等と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者)との間に治水協定を締結し水系毎にダムの統一的な運用を図る。

水系内の全て(国ダム、県ダム、利水ダム)の



上記の3者が治水協力を約束した**治水協定を水系毎に締結！！**

(1水系1協定とする。)

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組の検討状況

水系名	協議の実施状況及び今後の予定				連絡先		
	(1/24)	(3/17)	(3月～5月)	(5月29日)			
千代川	第一回合同説明会の実施	各水系で関係者と事前打合せ	第二回合同説明会の実施	各水系で個別に協議の場を設置 (事前放流の実施方針を検討)	千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)	各水系で治水協定締結	鳥取河川国道事務所 0857-22-8435 (代表) 副所長 浜田 健一
天神川					天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会		倉吉河川国道事務所 0858-26-6221 (代表) 副所長 丸下 淳一
日野川					日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		日野川河川事務所 0859-27-5484 (代表) 副所長 大賀 祥一
斐伊川					斐伊川水系既存ダムの洪水調節機能強化に関する協議会		出雲河川事務所 0853-21-1850 (代表) 副所長 平井 雅之
江の川(上流)					江の川水系上流大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		三次河川国道事務所 0824-63-4121 (代表) 副所長 河野 睦生
江の川(下流)					江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム部会		浜田河川国道事務所 0855-22-2480 (代表) 副所長 大元 誠治
吉井川					吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		岡山河川事務所 086-223-5101 (代表) 副所長 松本 倫明
旭川					旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		
高梁川					高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		福山河川国道事務所 084-923-2606 (代表) 副所長 清水 信夫
芦田川					芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 (ダム部会)		
太田川					太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム部会		太田川河川事務所 082-221-2436 (代表) 副所長 斉藤 一正
小瀬川					小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム部会		山口河川国道事務所 0835-22-1785 (代表) 副所長 柳田 敏信
佐波川					佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会		

※協議の場の主な構成員： 河川管理者（国、各県）、ダム管理者（国、各県、中国電力(株)等）、関係利水者

## 日野川水系治水協定

一級河川日野川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、気象庁から日野川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・中国地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれかを利用して、中国地方整備局（河川管理者）へ情報提供（集約）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、鳥取県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 1 1 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長

鳥取県県土整備部長

米子市水道事業管理者

米子市長

伯耆町長

大山町長

江府町長

中国電力株式会社東部水力センター所長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

鳥取県企業局長

米川土地改良区理事長



ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm)
菅沢ダム	1,650	104.2	241
賀祥ダム	330	182	別途運用による
朝鍋ダム	64	26.5	—
俣野川ダム	0	670	251
大宮ダム	0	31.9	241
下蚊屋ダム	0	26.4	—

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m3)
朝鍋ダム	5月1日～11月30日	26.5
下蚊屋ダム	6月20日～10月20日	26.4